

共同会議の検討対象の範囲について（案）

（1）食品衛生法第 11 条に基づく食品表示関連省令
（具体的には次のとおり）

- ① 食品衛生法施行規則第 5 条
- ② 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第 7 条

（2）J A S 法第 19 条の 8 第 1 項及び第 2 項に基づく基準（品質表示基準）全ての制定、改廃
（具体的には次のとおり）

- ① 横断品質表示基準（3 基準）
 - ・ 生鮮食品
 - ・ 加工食品
 - ・ 遺伝子組換え食品
- ② 個別食品の品質表示基準（60 基準）
 - ・ 水産物
 - ・ 玄米及び精米
 - ・ J A S 規格関係（50 基準）
 - ・ 原料原産地関係（4 基準）
 - ・ その他（4 基準）

※ 下記ア、イについては、共同会議で検討した結果は関係部会に報告し、関係部会との連携を図る。

ア．特定保健用食品の表示 [(1) ①関係]（薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品部会）

イ．J A S 規格関係個別食品の品質表示基準 [(2) ②関係]（J A S 調査会部会）